

瀬戸内トラストニュース

第38号 2007年 2月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市下中野 318-114 松本方 Tel&fax 086-243-2927

豊岡市日高町上郷で立木トラスト始まる



兵庫県豊岡市日高町上郷地区で計画されている北但広域行政事務組合（豊岡市と新温泉町・香美町の一市二町で構成）によるゴミ・汚泥焼却処理施設計画に反対して、立木トラストが始まりました。昨年10月、会員の方からの紹介で相談を受け、早速役員・事務局が視察に訪れ、地元住民団体「上郷のくらしを守る会」と協議のうえ、取り組みを開始しました。

目次

兵庫県豊岡市で立木トラスト始まる	環瀬戸事務局	1～3
愛媛県今治市吉海町 鉄鋼スラグ全面撤去へ	西岡裕喜	4
岩国米軍基地沖合移設問題 瀬戸内法改正署名国会提出へ	環瀬戸事務局	5
小豆島内海ダム再開発 今春にも日弁連調査！	石井 亨	6
大分県大入島埋立て免許取消請求訴訟が結審～3. 26判決	下川澄江	7
塩田跡地が産廃場に！？	松本宣崇	8～9
今年もやります！瀬戸内海海岸生物調査	小西良平	10
上関原発詳細調査による自然環境・生態系へのダメージ	高島美登里	11
第18回総会 6月16～17日、岡山県牛窓で開催	環瀬戸事務局	12

『豊岡市上郷 ゴミ・汚泥処理施設反対』 立木トラストにご協力を！

計画では、里山を掘り崩して水田を埋め立て、4haを造成し、日量174t（87tの施設2基）の一般ごみ・汚泥を処理するという。北但広域行政事務組合は適地候補7ヶ所を「総合評価」（？）して上郷地区に絞り込んだとしています。

06年10月には、環境監視研究所長・中地重晴氏を招いて学習会も開催しました。処理計画の内容は適切なものか、焼却規模の妥当性はあるのか、本計画のような中規模焼却炉のダイオキシン発生の減量基準が甘いことが指摘されました。

計画が予定されている上郷地区は豊かな水田が広がる地域であり、予定地奥の里山からは蓄えられた水が染み出していました。しかも、直近には古墳群・城跡など、古墳時代から中世にまで続く多くの遺跡も確認されています。くわえて、市の中心を流れる円山川の支流域であり、冬期には一帯は連日濃霧に覆われるそうです。焼却施設からの排ガスが周辺の住宅地域に澱むことも容易に想像されます。住宅地域から7～800mしかなく、住民の生活への影響は計り知れません。

地元では計画に反対して住民が「上郷のくらしを守る会」を結成し反対運動が生まれ、環瀬戸にも相談が寄せられました。環瀬戸では立木トラストを提案、「上郷のくらしを守る会」と協議のうえ、立木トラスト事務を引き受け、立木トラスト実施を決めました。

既に、地権者と立木トラスト売買契約を締結、環瀬戸としても立木バンクから計197本トラストに発動、地元でも募集を開始し、すでに400本の札掛け（07.1月末現在）が実施されました。

さらに、地元団体の要望に応え、『豊岡市上郷、ゴミ・汚泥処理施設反対』立木トラスト（1本：1500円）を全国に募りたいと思います。

豊岡市日高町上郷のゴミ・汚泥焼却処理施設計画に反対する立木トラストのオーナーになって下さいますようお願いいたします。

同封の郵便振替用紙に、「豊岡立木トラスト」明記して本数と金額、あなた様の住所・氏名・電話番号をご記入のうえ、振込みにて立木トラストにご協力をお願いします。

（環瀬戸内海会議事務局）

上郷のくらしを守る会ニュース「郷の風」（発行責任者 代表：松原眞一）
第19号（06.11.26発行）第20号（06.12.12発行）より、一部転載し地元住民の皆さんの思いをお伝えしたいと思います。

予定地中央に絶対反対の共有地取得 用地の不買体制を確立 くらしを守る会 17人の所有地に200本のトラスト 区としての反対表明がカギ 反対の気持ちを行動で示そう

11月6日、上郷のゴミ・汚泥処理施設建設予定地の中心部にある466㎡の山林を、絶対反対を貫く覚悟の一四名が共有地権者として取得しました。さらにこの共有地とそれに隣接する山林4カ所には、反対の地

権者の協力を得て、地上の所有権を第三者が取得する立木トラストを200本実施しました。これにより土地の所有権には二重の防買収ネットがかかりました。その上、立木オーナーの申し込みは区内外から事務局の環瀬戸内海会議に次々に届いています。地権者の中からもトラストに協力したいという声が上がっています。

不売体制の総面積は建設予定の面積の一割。しかもその地点は予定地の中心部。反対の人達が重要地点にこれだけの土地を押さえたということは、強力な反対拠点を確保したということです。北但行政事務組合（以下北但組合と省略）が合意を取り付けようとも、建設は事実上不可能です。

区の反対表明を出そう

私たちの用地の取得とトラスト実施とで、北但組合が上郷に処理施設を建設できる見通しはほぼなくなった。上郷が一日でも早く反対を表明すれば、北但組合はそれだけ住民の生活と環境の保全を考慮した、よりよい計画のねり直しに着手しやすくなります。

環境省に建議書提出

この計画を立案・指導した環境省は交付金の内示で北但組合を後押ししてきました。しかし建設見込みのない事業にこれ以上税金をつぎ込むことは補助金の無駄づかいです。そこで環境省に対して、「補助金適正化法」に反することになるので、内示取消を求めた「建議書」をFAXしました。担当の横川拓郎氏は「必ず大臣に渡します」と応じた。

なお北但組合の中員管理者に対して、環境省への「建議書」を添え、建設は不可能であり計画を白紙撤回するよう申し入れました。

石油文明の時代は終わる 地域のバイオマスをエネルギーに

ゴミゼロの社会が地域づくりの基礎

11月22日、但馬信用金庫主催で開かれた経済講演会で、講師の金子勝慶応大学教授が「国の公共工事に頼ったりするこれまでの発想を断ち切り地域資源に目を向け知恵と工夫で若い人達に引き継いでもらえるものを残そう」と訴えている(06.11.23付朝日新聞)。

地域経済の持続性のカギはこれまでのような「お上に頼る発想」からの脱却にある、ということである。時代に則したもっともな主張である。

上郷の地域資源とは

ところで、金子教授は、豊岡の地域資源はコウノトリだと指摘されているが、コウノトリを育む自然豊かな地理的環境の方がより地域資源の名にふさわしいのではないだろうか。夏の猛暑に季節的な雨雪、霧という湿潤な気候、その条件下で繁茂する里山や田畑の植生群。背後に広大な里山を控える上郷はまさに豊岡らしい地域性を有している。それ故に、一九六〇年代にコウノトリの最後の営巣地となった。

石油文明から抜け出よ

その後、日本は石油文明にとっぴり浸かり、治

水対策で植林した山林をゴミ捨て場にしてしまい、減反農政で田畑を荒れるにまかせた。このつけが洪水の多発であり、ゴミ処理の行き詰まりである。特に後者では石油をエネルギー資源としたため、塩化ビニール製品が生活の隅々に浸透し、焼却すればダイオキシン等の有害物質をまき散らすという社会問題を引き起こすこととなった。この解決策が国策として大型高温焼却炉の建設という大型公共事業という形で浮上した。今日、上郷に大型焼却施設建設の計画が持ち込まれ「三度目はノー」と区民が立木トラストも取り組んで反対していることは、その点でも重要な意義がある。

木もコメも地域の宝

里山の自然を守り、かつ地域資源を生かした産業を興し、しかもゴミ問題を解決する道。それは年々成育する植物性生物(バイオマス)をエネルギー資源として利用するような、生産・消費システムを構築することの中にある。ナタネ油でディーゼル車が、サトウキビでガソリン車が走っている。コメも実用試験に入った。時代は脱石油。地球温暖化防止は世界課題である。

(ニュース第19号より)

一本1500円で購入して支援の輪 立木トラストは 里山保全の一株運動 所有者になって、建設に反対しよう



明治の頃より国で制定された法律「立木に関する法律」で、立木だけの所有権を主張できる。立木トラストでは一本の立木を所有することで、その地上権を有し、名実共にゴミ処理場建設反対の根拠としてどこまでも主張できる。契約期間が過ぎれば、立木所有権を地主に返却します。立木オーナーとなり反対の実を勝ち取りましょう。

(ニュース第20号より)

愛媛県今治市吉海町 鉄鋼スラグ全面撤去へ

—昨年11月、今治市吉海町の塩田跡地に埋立材として持ち込まれた鉄鋼スラグ。その量5万5千トン。住宅地が隣接し、住民に粉塵・臭気による健康被害・住環境の悪化をもたらした。しかも、鉄鋼スラグからの浸出水は強アルカリ性を有し、かつての塩田への導水路を通じて瀬戸内海に流出、カキの大量死を招いた。地区住民の闘いの前に業者・東部開発も撤去を認めざるを得なくなった。

06年6月21日、東部開発が撤去を表明して以降の経過を「えつこニュース No.32号」(阿部悦子と市民の広場：発行)より転載し報告にかえたい。
環瀬戸内海会議事務局

〈吉海鉄鋼スラグ問題〉

「スラグ撤去」発表から本工事開始までの流れ

● 昨年6月の住民説明会で、スラグを埋め立てた東武開発は、スラグ撤去の意向を発表した。これに対して、住民側は、スラグそのものの有害性と、環境及び健康への被害の実態を訴え、スラグの早期で安全な「完全撤去」と「原状回復」の方法を、模索していくことで合意した。

● その前日に、住民側は、県とともに採取したサンプルの計測結果を発表した。当地の浸出水からは、フッ素(猛毒)やセレンのほか、環境基準の2倍の水銀、5倍の砒素、9倍の鉛、特別管理産業廃棄物に当たるPH12.9の強アルカリ水が検出された。

● 6月の「第一回検討委員会」で示された業者の撤去案は、「完全撤去」からは程遠く、汚染源であるスラグを残すずさんなもので、住民は県に適正な撤去と、県の指導を求めて申し入れた。また、岡山大学大学院、津田敏秀教授の健康疫学調査の結果を発表、乾燥したスラグから飛散したアルカリ性の微細な粉塵が、近隣住民に様々な症状を生じさせており、スラグと健康被害との因果関係が明らかとなった。



ボーリング検討中の住民と先生方
06.11.28

● 当問題に当初から関わってきた、阿部議員(注：当会代表)は、昨年6月議会で、県と排出者の責任を、さらに9月議会では優良リサイ

クル品となっているスラグの認定を取り消すよう質問したが、県は一貫して県の不作為を否定、問題の根本的な解決を探るところか、スラグが廃棄物であることさえ認めようとはしなかった。

● 住民は7月から10月の間、長野大学の関口鉄夫氏や、「ゴミ弁連」の会長である梶山正三弁護士の指導の下、勉強会を重ね、スラグ撤去のための前段工事として、強アルカリ水の産廃処理と雨水対策のための「協定書」を結び、工事を行わせた。この時点での業者の支出は、5億円近くに上っていた。



撤去工事のための試掘現場
06.12.18

2005/12/18 14:10

● 11月中旬には、撤去作業による粉塵飛散防止対策として、散水テスト及び臭気測定を行った。また下旬には、「完全撤去」と「原状回復」のための具体的な工事方法を定めるため試掘テストを行い、「第四回検討委員会」を開き、様々な問題点を協議した。

● 12月中旬には、スラグ掘削撤去面を確定し、撤去作業が始まった。スラグは、吉海港から排出先の日新製鋼と神戸製鋼に戻される。

工事は今年に入り本格化。住民の健康被害が懸念され、慎重かつ迅速な工事が求められる。

(文責・西岡祐喜)

岩国米軍基地沖合移設問題を問う！

米軍空母艦載機の岩国移駐は公有水面埋立法に違反している！



写真は基地沖合移設工事＝埋立てが始まる前の姿。1997年初夏に撮影されたもので美しい藻場・干潟が広がっていた。佐々木克之先生（当会顧問）の話によれば、「広島県内のアサリの漁獲は尾道、歌浦、あとは宮島付近の大野。この3つの地域で広島県の殆どの漁獲を占めます。ところが大野の漁獲は埋立て工事着工後、期を一に激減している」と。

ところで昨年、米軍の基地再編に伴う空母艦載機の岩国移駐案が浮上、06年3月12日岩国では移駐案の賛否を問う住民投票が行われ、投票者の87%の「反対」票が投じられた。さらに4月23日行われた合併に伴う新岩国市長選

でも移駐案「白紙撤回」を公約した市長が当選した。

振り返れば、岩国米軍基地沖合移設は戦闘機の離発着訓練による騒音（まさに爆音！）・墜落の危険回避を求める声がかきつけ。そして97年6月、既存滑走路を1km沖合に移設するため213haの藻場・干潟を埋め立てる工事が始まった。

それからわずか9年、空母艦載機の岩国移駐案で事態は一変。貴重な瀬戸内海を犠牲にしてまで、騒音・墜落回避のため滑走路の沖合移設という埋立て目的はどこかへ吹っ飛んでしまい、基地機能が強化（米軍機は倍増する。そのうえ原子力空母が瀬戸内海を航行する？）され、極東最大の米軍基地と化し離発着訓練の恒常施設になることが懸念される事態となった。もはや、これは当初の埋立て目的を逸脱しているというしかない。沖合移設は公有水面埋立法上、厳に求められている埋立目的を逸脱している、重大な法律違反であろう。住民投票で、移駐案に「反対」の意志を示した岩国市民の声を受け、埋立ての免許権者であり、その監督義務を継続している山口県知事は、どう思っているのだろう。

（環瀬戸内海会議事務局）

瀬戸内法改正署名 国会提出へ

この間、環瀬戸で取り組んできた「瀬戸内法改正を求める国際署名」、多くの市民・団体の皆さんの協力で10万筆弱の署名が寄せられました。紙面を借りてご協力に御礼申し上げます。

この署名を07年中早い時期に、国会に提出し、埋立ての原則禁止・産廃持ち込みや海砂採取の禁止を明記するよう瀬戸内法改正を求めていきたいと思っております。そのためには、できるだけ多くの国会議員に紹介議員になって頂く必要があります。無論、党派を超えて国会議員の理解を得る必要があります。瀬戸内海沿岸各府県に最低一人は、紹介議員を獲得したいと思います。会員の皆様のなかで、衆参を問わず法改正に理解を示し力になってくれる国会議員をご紹介下さいますようお願いいたします。

私たちの、これまでの瀬戸内法改正への取り組みもあってか、2月から瀬戸内海環境保全知

事・市長会議（事務局：兵庫県 議長：兵庫県知事 13府県知事 23市長で構成）が、「豊かで美しい瀬戸内海をめざして」瀬戸内新法制定を求める署名活動を始めました。

環瀬戸では、協力検討の資料にするため新法の概要・骨子あるいは条文のあらましを知らせて頂きたいと、知事・市長会議事務局に申し入れました。新法の概要・骨子は示されたものの、条文に具体的に何を明記するのか、明らかにはされていません。ほぼ同様の目的を持っているとは思いますが、今後、私たちが作成した試案も題材に、知事・市長会議と大いに議論していく必要があるし、埋立ての原則禁止・産廃持ち込みや海砂採取の禁止を強く訴えていきたいと思っております。

（環瀬戸内海会議事務局）

内海 ダム再開発 今春にも 日弁連調査！

内海ダム再開発については、これまでも繰り返しお伝えしてきましたが、緊迫してきたその近況についてお知らせします。

18年度も終わりに近づき、19年度も財政難にもかかわらず、付け替え道路、用地買収費など5億円余りが予算計上される見込みとなっております。用地買収は、90%を超えていると香川県は発表していますが実際の状況は不明です。

ただ、最近になって用地買収に応じない地主に対して香川県の執拗な要求は止まるところを知らず、職場や取引先、家族はもとより遠縁や友人に至るまで、あらゆるところへ要請をかけており「人権問題」さながらの有様です。

そこで、たまりかねた地主に代理人弁護士がつき、今後の用地交渉を全て引き受けることとなりました。右記の文章が、香川県と小豆島町（旧内海町）に弁護士から届けられています。

また、3月には弁護士さんたちの事前調査がおこなわれ、年度が明けてから本格的に、内海ダム再開発事業に日弁連の調査団が入る予定になっています。

その際、地主の知らない間に小豆島町によって所有権移転された「落合池」底地の問題についても、法的検討が加えられることとなります。トラスト地主さんたちへの支援のほど引き続きよろしく申し上げます。

（環瀬戸内海会議副代表 石井 亨）

御 通 知

当職らは、別紙通知人目録記載の地権者（以下「通知人ら」とする）から依頼を受けた弁護士です。

さて、香川県・内海町が推進されています「内海ダム再開発事業」（以下「本件事業」とする）につきまして、通知人らは以下のとおりご通知いたします。

「本件事業」につきましては、「洪水調節」「水道用水」「流水の正常な機能の維持」の3つの事業目的があるとされていますが、通知人らはそのいずれの目的にも合理的根拠はなく、全く無駄な公共事業であると考えています。また本件事業が完成すると、別当川及びその周辺の自然環境・生態系に重大な影響を与え、河川行政に「河川環境の整備と保全」を義務付けた改正河川法1条の趣旨を逸脱するものです。さらに本件事業は、通知人ら地元住民の意向を尊重することなく進められており、行政計画への住民参加・住民自治の観点からも、全く不十分なものであります。

そこで通知人らは、本書面をもって本件事業に絶対反対の意思を改めて表明するものであります。そして本件事業を前提とする通知人ら所有の土地買収については、土地の測量・交渉・売買契約を含め、その一切を拒否することを通告致します。

また本件は、当職らが一切の委任を受けておりますので、今後の連絡は全て当職らまでいただきますようお願いいたします。そして、通知人らならびに通知人らの家族に対しまして、自宅・職場への訪問や電話など一切の接触は硬くお断り致します。仮に、上記のような事態が発生した場合、通知人らは速やかに裁判所による法的手続をとることになりますので、念のため申し添えます。以上、とりあえず要用のみにて失礼致します。

2007年2月1日



寒霞渓山頂付近から四国を望む ▲ 印の所が現在の内海ダム・白線の所が今回計画中の新内海巨大106万トンダム（堰長447m）ダム直下には民家が密集



香川県による予定地内の地権者への強引かつ露骨な用地買収が続けられています。買収圧力の前にはしばしば孤立を余儀なくされる地権者に、環瀬戸はかつて度々遭遇してきました。孤立させないために、さらに立木トラスト＝寒霞渓トラストにご協力ください。（環瀬戸内海会議事務局）

大分県大入島「廃棄物埋め立て護岸事業計画」

公有水面埋立免許処分取消請求（磯草の権利）住民訴訟が結審

3月26日(月)13:10～大分地裁 判決

佐伯の自然を守る会 下川 澄江

06年11月27日(月)、大分地裁で大分県を相手に係争中であった公有水面埋立免許処分取消請求（磯草の権利）住民訴訟が結審しました。原告側弁護団長・徳田靖之弁護士の最終意見陳述をお知らせします。

本件訴訟の結審にあたり、原告ら代理人を代表して本件抗告訴訟の対象となっている石間浦埋立免許の特徴と司法の果たすべき役割について意見を申し述べる。



05.124.埋立て工事強行を実力阻止（朝日新聞）

1. 計画内容自体の特徴は、次の3点にある

第1は、ヘドロを大量に含んだ佐伯港の浚渫土によって美しく豊かな石間の海を埋め立てるという背理である。

第2は、その背理を実行するために、埋立の目的、用途を緑地・住宅地の確保とする背理である。緑あふれる大入島に緑地を、過疎に悩み空き地・空き家が随所にみられる大入島に住宅地を確保する必要があるとの虚偽説明である。

第3は、埋立の真の目的・用途である浚渫の処分場（ゴミ捨て場）を必要とする理由の背理性である。埋立事業の目的たる佐伯港港湾計画も本件埋立事業も100億円を越える壮大な税金の無駄使いであることが、合田教授の詳細な分析によってあきらかにされている。

2. 免許に至る過程の特徴は次の2点にある

第1は、出願者も大分県、免許者も大分県という「1人相撲」である。1人相撲だからこそ、緑あふれる大入島石間浦に緑地をなどという背理が素通りしたのである。

そのあと、徳田弁護士が私達に魂をゆさぶる結審ができたといっておりました。ありがとうございました。
(2006.12.1)

第2は、地元の理解を得るという手順・手続きの全くの欠落である。石間の海は、江戸時代以前から原告らが先祖から受け継ぎ、子孫へと伝えていくべき美しく、豊かな宝物である。原告らは、この海を公害からそして他地区民による侵害から生命がけで守りぬいてきた。その海を地元の原告らに相談することなく、ましてやその理解を得ることすらしないままに、理不尽な理由によって進められようとしているのが本件埋立計画である。(中略)

3. 司法の果たすべき役割について

大分県は、現在本件埋立工事を中断している。その真意は、本件判決というお墨付きを得て、原告らの生命がけの抵抗を圧殺しようとしているに外ならない。本件において問われるのは、まさに、このような前代未聞の理不尽な埋立計画に司法の名においてお墨付きを与え、原告らの抵抗を圧殺することに加担するのか、それともこのような免許処分を取消して、原告らに美しい石間の海を帰すのかという点にある。

圏央道あきる野IC事件において、東京地裁・東京高裁は、土地収用法20条にいう「国土利用上適正且合理的」なる用件の意義を事業によって失われる利益より、得られる利益が上回ることであるとしたうえで、その裁量による行政処分が次の3つに妥当するときは、違法となり取消すべきであると判決した。

(1) 本来もっとも重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視し(2) 本来考慮に入れるべきでない事項を考慮に入れ(3) もしくは本来過大に評価すべきでない事項を加重に評価した場合である。これこそが司法の果たすべき役割というものである。本件判決にあたって、裁判所が司法の良識を示し、勇気ある判断をされるよう心から願う次第である。以上

3月26日13:10～大分地裁の「磯草の権利訴訟」判決にぜひ駆けつけてください。

塩田跡地が産廃処分場に!?

愛媛県今治市吉海町・香川県坂出市王越町乃生・岡山県瀬戸内市尻海

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣 崇

これらの地では、塩田の役目を終え長年放置されてきた塩田跡地が、鉄鋼スラグや産業廃棄物の埋立て処分場とされようとしている。海水が流入する塩田跡地、そもそも地盤は沖積粘土層（シルト）で、極めて軟弱、塩田の役目を終えたのであれば、元の海に戻すべきだ。

ただ今日、跡地は湿地と化し、瀬戸内市の錦海のように環境省の「日本の重要湿地500」に選定されている場合もある。また宅地が近接してきており、跡地が遊水池の役割を果たし高潮時の防災に役立っているケースもある。

1960年ごろ製塩方法としてイオン交換膜法が採用され、それまでの瀬戸内海沿岸各地の枝条流下式塩田は「御役御免」となり、70年ごろには、瀬戸内海沿岸の塩田すべてが廃止された。その大半が本土側では、瞬く間に新産都市、コンビナートに様変わりしていった。あるいは港湾浚渫土砂の処分場に、島嶼部にあっては遅れて産廃処分場になったと思われる。

鉄鋼スラグが持ち込まれた今治では、Ph13という強アルカリが浸出し、粉塵により直近の住民の健康被害をも引き起こした。一年余りの地元住民の運動が功を奏し、撤去に向かっている（別掲4ページ参照）。

典型的なのが香川県坂出市、番の洲埋立てによるコンビナート、その直近の海岸伝いには産廃処分場が並ぶ。さらに高松市寄りでも塩田跡地の処分場が計画年限を終えており、残された塩田跡地＝王越町乃生（のお）塩田跡地にも新たな民間産廃処分場が計画された。18.5haの跡地に廃プラ・ゴム・金属など100万 m^3 埋め立てる安定型最終処分場という。跡地の沖合には香川県指定の保護水面区域があるのだ。しかし、地元住民の反対を無視して産廃処分場として、昨年10月香川県の許可が出ている。

岡山県瀬戸内市錦海塩田跡地の場合、浚渫土砂埋立て処分場の計画がある。塩田としては全国一の広さを持つ跡地（約500ha）のうち170haに瀬戸内海沿岸の港湾・航路の浚渫土砂を埋立て処分するという。計画量433万立方m。計画期間13年間。処分するのは、浚渫土砂のみとされている。しかし、どこから持って

くるのか、何が入ってくるのか全く明らかにされず、安全性も全く担保されていない。実に業者は「有害物質が含まれることもある」と説明している。しかも桁違いに大きく、量も極めて多い。そして13年間の事業遂行が可能なのか？浚渫土砂発生の見通しも事業計画も不明確である。まして軟弱地盤の上に浚渫土砂を埋立て、その後の土地利用計画も全くない！



しかももう一つ、大きな問題がある。錦海塩田は公有水面埋立法に基づく埋立て免許を得て造成された。昭和32年（1957年）に免許を得て同34年（59年）完成したが、イオン交換膜法の導入によって同46年（71年）には僅か13年で事業廃止となった。

当時、製塩業は国策事業として推進されていた。錦海塩田は製塩のための塩田造成を目的に錦海湾の埋立て免許が許可された。しかし、その後塩田跡地はいつの間にかその由来を忘れ去られ私有地とされ、今回のような処分場計画になっている。

公有水面埋立法第35条「埋立ての免許の効力消滅したる場合に於いては免許を受けたる者は埋立てに関する工事の施行区域内に於ける公有水面を原状に回復すべし」（原文カタカナ）とある。本来、原則的には、塩田含め埋立ての目的を終了した公有水面埋立地は、原状に戻すべきなのであり、公共空間として地域で利用を考えるべきなのだ。しかし岡山県は昨年10月、計画に許可を出した！

許可に対し12月1日、地元住民団体・環境団体計10団体（環瀬戸も参加）は、行政不服審査法に基づく「異議申し立て」を行い、近く口頭陳述に臨む。

2007年海岸生物調査のお願い

今年もやろう「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング

生物調査担当 小西良平

昨年は生物調査にご協力有り難うございました。現在把握出来ている調査地点は94カ所と、目標の100カ所には少し届きませんでした。概ね目標を達成することができました。

昨年も都市生活生協、エスコープ大阪、子供エコクラブ（アースキッズIRI）等多くの子供達が参加してくれ、延べ参加人員が570人超と増えてきているのが大きな成果です。

昨年調査地点に加えて各地での調査（特に和歌山、大分、徳島）に御協力をお願いします。

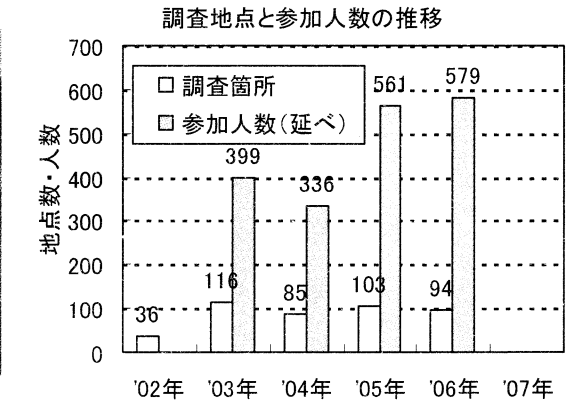
調査のようす



岡山県備前市久々井湾（アースキッズIRI）



愛媛県松山市白石ノ鼻



大阪府貝塚市二色ノ浜（エスコープ大阪）

調査から見てきたもの

各地の調査も4～5年を継続してくることで、経年変化が見えてくるようになりました。たとえば豊島北海岸ではスナガニに続いて、昨年はアサリやイカの卵も見付き、不法投棄現場からの汚染水を止めれば環境が回復し生物も戻ってくることがわかりました。

反対に愛媛県今治の桜井海岸では民間産廃現場からの汚染水で生物数の減少傾向も見られます。

各地での生物調査のお願い

今年の調査可能日時を右表に示しますので、調査にご協力をお願いします。

環瀬戸の実施している生物調査対象は、潮間帯です。生物調査には大潮の干潮時が適しており、可能な日時が限られますので、早めに計画して実施をお願いします。

			大阪・神戸	岡山・高松	広島	今治・竹原	松山・山口	大分・福岡
5月	5,6日	土、日	15時 ◎	18時 △	17時 ○	19時 △	17時 ○	16時 ◎
	19,20日	土、日	15時 ◎	18時 ○	17cm ◎	18時 ○	17時 ◎	16時 ◎
6月	2,3日	土、日	14時 ◎	18時 ○	17cm ◎	18時 ◎	16時 ◎	15時 ◎
	16,17日	土、日	14時 ◎	17時 ◎	17cm ◎	17時 ◎	16時 ◎	15時 ○
7月	30,1日	土、日	13時 ◎	16時 ◎	16cm ◎	17時 ◎	15時 ◎	14時 ◎
	14,15日	土、日	13時 ◎	17時 ◎	16cm ◎	17時 ◎	15時 ◎	14時 ◎
	28,29日	土、日	13時 ◎	16時 ◎	17cm ○	15時 ◎	14時 ◎	14時 ◎
8月	11,12日	土、日	12時 ◎	16時 ○	15時 ○	16時 ○	14時 ○	13時 ◎
	25,26日	土、日	12時 ◎	15時 ○	14時 ○	15時 ○	13時 ○	13時 ◎
9月	8,9日	土、日	11時 ○	13時 ○	13時 ○	14時 ○	12時 ○	11時 ○
	22,23日	土、日	11時 ○	13時 △	13時 △	13時 △	12時 ○	11時 ○

各地の調査可能日時（◎：最適、○：適している、△：何とか可能）

上関原発詳細調査による自然環境・生態系へのダメージ

迫る破壊の危機！！裁判の行方によっては埋立ての懸念も・・・

上関原発計画をめぐる現状は非常に厳しい段階に立ち至っている。2005年9月、長島の自然を守る会の陸域ボーリング濁水垂れ流し告発による調査の中断や祝島を中心とする抵抗などに加え、台風13号や冬季の波浪など自然条件にも阻まれ、06年度末までに修了する予定であった詳細調査は大きく遅れている。ボーリングは現在、陸域が予定60ヶ所のうち18本打ち掘進中4本、海域20本打ち掘進中3本であり、試掘孔調査は昨年10月27日から開始した。中国電力は遅れを取り戻すため、24時間体制で調査を実施しており、夜間照明や試掘孔調査のための発破の振動・騒音など自然環境・生態系の破壊が加速的に進行している。今後、弾性波探査や音波探査も準備されており、スナメリなどより広範なダメージが懸念される。

これに対し、地元・市民団体・労働団体が構成する反対派は地元祝島を中心とする実力阻止闘争や用地（四代地区共有地および神社地）・共同漁業権など

の裁判闘争で対抗している。しかし、裁判闘争について、祝島漁業者が提訴した詳細調査の差止め仮処分申請が却下され、共同漁業権の広島高裁控訴審や四代正八幡宮神社地裁判が十分な審理も尽くされぬまま相次いで結審し、3月末までに判決という日程が組まれている。

これは、中国電力が地元推進派の突上げに屈し、共同漁業権に対する漁業補償金の残り半額の支払い時期を「着工後」（詳細調査が終了し、原子炉設置許可が下りた後）から「公有水面埋立て許可後」に前倒ししたことと無関係とは思えない。地元漁業者は補償金の残り半額を1日も早く手にしようと苛立っており、中国電力の埋立て許可申請に照準を合わせるかのような司法・行政の動きは予断を許さない。

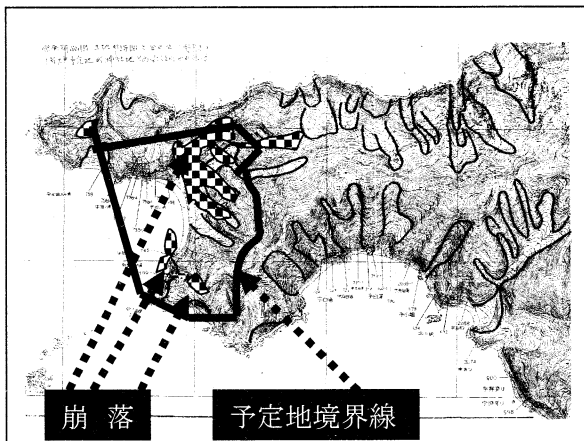
裁判の結果如何では、中国電力が公有水面埋立て申請に入る公算が大きく、県が許可すれば、カサシヤミセンやナメクジウオなど希少な海生生物やスギモク群落などの貴重な海藻のゆりかごである田ノ浦が失われてしまう危機にある。

科学的調査による検証と世論が最大の武器

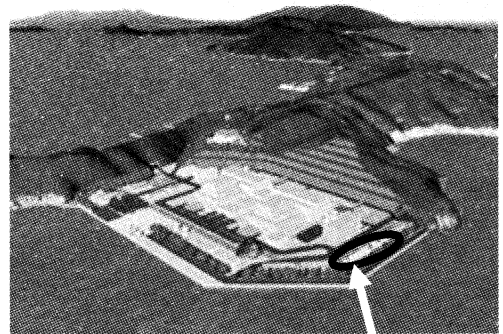
2006年、新たに湧水・海藻、地形・地質などの研究者とも連携し、中国電力の環境破壊やデータ隠蔽も追求してきた。日本海特産種であるスギモク群落を新たに確認して、環境アセスメントの不備を追求する、電力会社が希少なカクメイ科貝類を炉心予定地そばで確認したのを、隠していたことを追及するとともに、生息確認場所を埋め立て予定地から

はずすよう圧力をかけている。

さらに現在陸域ボーリング調査実施場所がカクメイ科貝類確認場所の真上に当たっており、崩落の痕も見られるところから付近の陸域ボーリングの中断や山口県R.D.B.で絶滅危惧1A類に登録されている「アキザキヤツシロラン」の生育を確認し、この面からも詳細調査中止を申し入れている。



長島で見られる崩落の痕
予定地の田ノ浦湾は崩落が集中
している



1号機炉心近くでカクメイ科貝類確認
埋め立て予定からははずすよう申し入れ中

今後、従来の日本生態学会・貝類研究談話会・ベントス学会の生物系研究者に加えて、エントロピー学会（室田武・同志社大教授）や地形学・地質学（小泉武栄・東京教育大教授）、民法（野村泰弘教授・島根県立大）などとの共同調査・研究をすでに開始しているが、これらの研究者の所属学会等のネットワークの中で、詳細調査のダメージを浮き彫りにし、行政および中国電力への追求の手を強化するとともに、データ改ざんや隠蔽を鋭くチェックする。

また、ビデオ「瀬戸内の原風景 長島」記念シンポジウムを京都・岡山（3月10～11日に実施）

をはじめ、全国の市民に長島の自然環境・生態系が直面している危機的状況と上関原発計画の現状を多くの市民に訴えて行く所存である。また、スギモク観察会・スナメリウォッチングツアー・カヌー教室など広く市民や子供たちに親しんで貰えるイベントも企画し、地域活性化に役立て、四代地区共有地・四代正八幡宮神社地裁判に対抗するためにも、長島に多数生育するカクレミノを利用した金漆の復活研究を開始した。

（長島の自然を守る会代表 高島美登里）

今なら まだ 間に合う！ 上関原発詳細調査のストップを！！

～ 「詳細調査」作業規模の拡大を阻止するために ～

瀬戸内の原風景・長島 完成記念シンポジウム& 写真パネル展

ビデオ「瀬戸内の原風景 長島の自然」完成記念シンポジウム&パネル写真展が京都・岡山で開催されます。近隣の方は是非、お誘い合わせの上、ご来場下さい。また、知人・友人へのご紹介などもよろしくお願い致します。 **入場料：無料**

京都会場

- 日時 3月10日(土)
- 時間 13:00~16:30
- 場所 ハートピア京都

岡山会場

- 日時 3月11日(日)
- 時間 13:00~16:30
- 場所 岡山市勤労者福祉センター

お問い合わせ先 高島美登里 TEL 090(9464)6353 FAX 0835(23)1891

E-Mail: midori.t@crocus.ocn.ne.jp

主催 長島の自然を守る会 協賛 高木仁三郎市民科学基金 協力 環瀬戸内海会議

環瀬戸内海会議第18回総会開催予告

日時：6月16(土)~17日(日)

会場：岡山県瀬戸内市牛窓町前島 カリヨンハウス

第18回総会を6月16(土)~17日(日)、岡山県牛窓で開催する予定です(詳細次号)。

振り返れば96年以来11年ぶりの岡山県内での開催です。当時、牛窓では岡山県主導の産廃処分場問題で立木トラストが展開されており、そして豊島との出会いの総会でした。

今回も、牛窓直近にある500haを越す日本有数の巨大塩田=錦海塩田跡地に浚渫土砂処分場計画が持ち上がっています。70年代から跡地の一部は産廃処分場となり、80年代末酸化チタン精製工場からの放射性廃棄物の埋立て処分が発覚、全国的に問題となった所です。

他方、錦海湾は岡山県内有数のカキ養殖場です。近くの長島にはハンセン病療養所「邑久光明園」「長島愛生園」があり、元患者さんが今も暮らしています。また、牛窓は近世、朝鮮通信使の寄港地として下関・上関・鞆の浦・室津などと並び栄えたところです。ぜひお出かけ下さい。

今から、第18回総会(6月16(土)~17日(日)、岡山県牛窓)を日程に入れておいて下さい。

06年度会費納入のお願い

年会費 個人一口 2,000円 団体5,000円

既に納入頂いた方にも振込用紙を同封しております。環瀬戸の活動は主に年会費とカンパで賄われています。また、環瀬戸では上関はじめ各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパをお願いしています。余裕のあるとき少しでもカンパを頂けたら幸いです。

瀬戸内トラストニュース 第38号 2007年2月25日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子 (TEL 089-915-0619)

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/> メールアドレス : kanseto@mx36.tiki.ne.jp